

(改 正 後)		(改 正 前)	
法人 J A ネットバンク 利用規定 第1章 総則 第1条 法人JAネットバンク 1 サービス内容 (1) 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。 (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。 ア 照会・振込サービス イ 伝送サービス ウ その他当組合所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。 (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。 (4) 本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。 (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。 2 ～ 4 (省略) 第2条～第27条 (省略) 第2章 第28条 ～ 第4章 第39条 (省略) 以 上		法人 J A ネットバンク 利用規定 (J A 用) 第1章 総則 第1条 法人JAネットバンク 1 サービス内容 (1) 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。 (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。 ア 照会・振込サービス イ 伝送サービス ウ その他当組合所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。 (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。 (4) 本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。 (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。 2 ～ 4 (省略) 第2条～第27条 (省略) 第2章 第28条 ～ 第4章 第39条 (省略) 以 上	